

ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター
第 36 号 2015 年 5 月

HEADLINE

本号では当財団が法務省法務総合研究所、日本ローエイシア友好協会と共に平成 27 年 2 月 26 日（木）に法曹会館で開催されたシンポジウム「インドネシアにおける知的財産権と裁判実務の現状」を取り上げました。

第一部では、外務省参与/前駐インドネシア共和国日本国特命全権大使 鹿取克章氏の講演に続き、インドネシアで活動されている日本の弁護士・弁理士の先生によるインドネシアにおける知的財産権についての講演があり、第二部では、「裁判実務の現状」について、インドネシアから来日された裁判官と本音でパネルディスカッションが行われ、インドネシアの裁判の実態について、有意義な情報共有がなされました。

（目次）

開会挨拶 法務省法務総合研究所国際協力部部長 松並孝二	2
第一部	
講演Ⅰ：外務省参与/前駐インドネシア共和国日本国特命全権大使 鹿取克章	2
講演Ⅱ：平成 26 年度法務省インドネシア委託調査概要報告 「インドネシアにおける知的財産関係訴訟に関する調査研究」	
Jakarta International Law Office/弁護士 平石 努	4
Hakindah International/弁理士 山本芳栄	7
講演Ⅱに対する質疑応答	
第二部	
パネルディスカッション 「インドネシアにおける裁判実務の現状」	13
モダレーター ローエイシア会長/古賀総合法律事務所/弁護士 鈴木五十三	
パネリスト タンゲラン地方裁判所長：Dehel Kenan Sandan インドネシア最高裁判所非訴訟担当副長官補佐判事 Endah Detty Pertiwi Jakarta International Law Office/弁護士 平石 努 質疑応答	
閉会挨拶：公益財団法人国際民商事法センター理事/日本ローエイシア友好協会副会長/弁護士法人松尾総合法律事務所/弁護士 小杉丈夫	22

開会挨拶

松並 孝二（法務省法務総合研究所国際協力部 部長）

本日はお忙しい中、多くの皆さまにお集まりいただき、誠にありがとうございます。

このたびは、公益財団法人国際民商事法センターおよび日本ローエイシア友好協会との共催により、このような盛大なシンポジウムを開催できたことに感謝申し上げます。

私ども法務総合研究所は、1994年からJICAのプロジェクトに協力するなどして、ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、ミャンマー、ネパール、東ティモールなどアジア諸国に対する法制度整備支援を幅広く行ってきました。この間、多くの関係者のご尽力の下、国の実情やニーズに応じたきめ細やかな支援を実施することで着実に実績を積み重ね、また、支援受入国からも高い評価を得てきたところです。また、近年、政府が策定する「法制度整備支援に関する基本方針」などで、日本企業の海外進出を後押しするための貿易・投資環境整備の一環としても、法制度整備支援が頻繁に取り上げられるようになっています。本日お集まりいただいた皆さまの中にもインドネシアへの支援に長く携わっている方がいらっしゃいますが、とりわけインドネシアの法制度および投資環境に関する日本の企業の関心は年々高まっていて、法務省としてもこの分野の支援に力を入れていきたいと考えております。

このたびは、インドネシアからお招きした8名の裁判官の方にも参加していただき、今週1週間の日程で、当部で共同研究を実施しているところです。本シンポジウムではインドネシアの実情等に精通する実務家の先生方をお招きし、インドネシアの裁判官にもご参加いただいておりますので、インドネシアにおける知的財産権と裁判実務の現状について、情報共有や意見交換をする貴重な機会になることを期待しています。このシンポジウムが実り多いものになることを祈念して、私の挨拶とさせていただきます。

(司会) それでは、第一部に入りたいと思います。最初に、鹿取克章大使からお話を頂きます。鹿取大使は、1973年に外務省入省後、在ミュンヘン総領事館総領事、在大韓民国特命全権公使、大臣官房審議官、領事局長、大臣官房外務報道官、駐イスラエル特命全権大使、ASEAN担当特命全権大使、外務省研修所長などの要職を歴任され、2011年から2014年まで駐インドネシア特命全権大使として、日本・インドネシア両国の関係発展にご貢献されました。現在は外務省参与を務めておられます。

第一部 講演

講師 鹿取 克章 氏（外務省 参与／前駐インドネシア共和国日本国特命全権大使）

日本とインドネシアの協力で、インドネシアから裁判官の方々をご招待し、このようなシンポジウムを開催することは大変有意義かつ重要なことだと思います。日本とインドネシアではさまざまな協力が進んでいますが、司法あるいは法律の分野での協力はこれからますます重要になると思います。このような司法・法律関係の協力を推進してこられた日本とインドネシアの関係者の皆さんに敬意を表したいと思います。

私は2011年4月から2014年9月までの3年5ヶ月間、インドネシアに在任しま

した。本日は、私がインドネシアで受けたさまざまな印象のうち、二つについてお話ししさせていただきます。

一つは、日本とインドネシアの関係がいかに緊密かということに、強い印象を受けました。両国の経済環境を見ても相互依存関係は極めて大きく、インドネシアは日本にとって不可欠なパートナーです。また、お互いに対する親近感や好感も非常に大きいと感じました。本当に日本とインドネシアは特別に緊密な関係にある国だと思います。そして、私の在任中、日本とインドネシアの関係は経済的に大きく飛躍しました。日本からインドネシアの直接投資の額を見ると、2010年は7億ドルだったものが2013年には47億ドルと、大変大きく飛躍しています。

二つ目の印象としては、日本にとってのASEANの重要性、特にインドネシアの重要性をあらためて強く認識しました。ASEAN10カ国で約6億人が住んでいますが、地図で見ても明確なとおり、ASEANはアジアにおいて極めて重要な位置を占めています。そして、ASEANは極めてダイナミックな活動をしています。ASEANを中心にして ASEAN+1、ASEAN+3、EAS（東アジア首脳会議）、ARF（ASEAN地域フォーラム）など、さまざまな会議が重層的に実施されています。すなわち、この地域においてASEANは、それぞれの協力のハブになっています。

そして、皆さんもご承知のとおり、ASEANは非常にダイナミックな経済発展を遂げていて、各国がASEANとさまざまな形で経済的に協力を進めています。その意味で、ASEANは経済発展のハブにもなっているといえます。

また、ASEAN10カ国はさまざまな面で協力をしていく、基本的にASEANはお互いに協力を中心とするのだということでまとまっています。その意味で、ASEANはこの地域の安定のハブになっているともいえます。私はインドネシアに赴任して、東南アジアが協力のハブ、成長のハブ、安定のハブになっているということをあらためて強く感じました。

インドネシアは、この東南アジアの中で極めて重要な位置を占めています。面積的にも、経済的にも、人口の面でも、ASEANのほぼ4割を占めています。インドネシアはこのように大国であり、G20のメンバーでもあります。2億5000万人の人口を抱えています。そして、平均年齢は28～29歳と、とても若いです。人口ボーナスは2030年代後半まで続くといわれています。日本は今、4人に1人が65歳以上になっているので、日本にとってとてもうらやましい人口構成です。また、インドネシアでは中間層も非常に拡大して、経済的な潜在力はますます高まっていると思います。

今回、この二つの印象を特にご紹介したいと思いました。一つは、日本にとってインドネシアは特別な国であること、もう一つは、東南アジアの中でも特にインドネシアはとても重要な国であることです。そして、非常に幸運なことに、日本とインドネシアはこれまで、極めて緊密な協力関係を築いてきています。経済、インフラ、外交、環境、災害対策、さまざまな分野で協力が進んでいます。

インドネシアでは、新しい政権が去年10月に誕生しました。われわれとしてはぜひ、この新しい政権とも関係を引き続き強化していきたいと考えています。ジョコ・ウィドド大統領も今年2月で就任100日を超えるました。ぜひさまざまな分野で、日本はインドネシアのジョコ政権と関係を強化していきたいと思っています。これからは、従来のさまざま

まな分野での協力に加えて、人的交流が重要だと思います。もちろんインフラや防災、環境、全ての分野がこれからも重要ですが、インドネシアと日本人たちが直接交わる機会がもっと増えればと思います。また、さまざまなソフトの分野での交流・協力も、お互いについて知るという意味で重要なと思います。

日本とインドネシアの関係を考えた場合、両国はさまざまな分野で補完的な状況にあると思います。先ほど申し上げたように、年齢構成も相当補完的な関係にあります。インドネシアは非常に多様性のある国で、人口も多く、国土も広いです。そして、自然資源も豊富です。これらは日本とは状況が異なります。従って、日本とインドネシアの関係を見ると、さまざまな分野で協力の可能性がこれからも広がっていくと思います。

そして、両国間の協力は、日本とインドネシア両方にとってWin-Winの関係をつくると思います。また、同時に両国の関係が強化されることは、単に2国間だけではなく、地域を越えた広がりを持ったいい効果を生むと思います。ぜひ日本とインドネシアの協力をさらに強化して、その上で司法・法の分野でも関係が深くなることは、両国関係にとっても、地域全体の関係にとっても、非常に意義があると考えます。その意味で、今回のプログラムの成功をお祈りするとともに、これからも人と人の交流を基礎としたさまざまな協力関係が継続することは大変重要であると考えています。

われわれはこれから何回もインドネシアに行くつもりなので、ぜひ皆さんも日本に何回も来ていただければと思います（拍手）。

（司会） 次に、平成26年度法務省インドネシア委託調査概要報告といたしまして、平石努弁護士および山本芳栄弁理士から、「インドネシアにおける知的財産関係訴訟に関する調査研究」についてご発表いただきます。

平石先生は、銀行勤務を経て、2000年に弁護士登録をされ、2003年9月から1年間、JICA企画調査員としてジャカルタに駐在されました。その後、2012年1月からジャカルタ・インターナショナル・ロー・オフィスで、インドネシアに進出予定の数多くの日系企業および在インドネシア日本企業の事業に関する業務に当たっておられます。

また、山本先生は1985年、特許庁に入庁され、特許審査官として特許の実態審査に従事した後、1995～1997年、インドネシア知的財産総局アドバイザーとして同国の知的財産制度普及に尽力されました。1999年にインドネシアで、日系で初めての知的財産コンサルタント会社「ハキンダ・インターナショナル」を設立されるなど、インドネシアを中心に東南アジアでの知的財産権保護に貢献されています。

それではまず、平石先生にご発表いただきたいと思います。

「インドネシアにおける知的財産関係訴訟に関する調査研究」（平成26年度法務省インドネシア委託調査概要報告）

平石 努 氏（ジャカルタ・インターナショナル・ロー・オフィス／弁護士）

1. はじめに

私のインドネシアとの付き合いは、2003年に司法改革支援関連のJICA企画調査員としてジャカルタに赴任したときから始まり、かれこれ13年ぐらいになります。現在

は、ジャカルタで外国法コンサルタントとして仕事をしていて、仕事の中身としては、日本で言う外国法事務弁護士のようなものです。ジャカルタで仕事をさせていただくのは通算5年ほどになり、そのような経験に基づいて、今日は皆さまの役に立つ情報を伝えしたいと思います。

お話を始めるに当たって、本日このような機会を設けていただきました法務省法務総合研究所、公益財団法人国際民商事法センター、日本ローエイシア友好協会の皆さんにお礼申し上げたいと思います。インドネシアの裁判官の皆さんも、暖かいジャカルタから寒い日本に来られて、連日の共同研究、お疲れさまでございます。私もインドネシアの裁判官の皆さんの共同研究に参加させていただき、大変具体的かつ活発に質疑応答が交わされていたのを拝見して、インドネシアの裁判制度を良くしていこうという皆さんの熱意に感銘を受けました。

本日のテーマは、平成26年度法務省インドネシア委託調査の概要報告ということで、「インドネシアにおける知的財産関係訴訟に関する調査研究」の報告です。調査委託の内容としては、知的財産関係訴訟の制度と運用、その改善策と支援の提言となっています。調査方法としては、法令や裁判例を検討して、それとともに最高裁判所、商事裁判所、現地の知財関係弁護士に聞き取り調査を行って報告書をまとめています。私の方で、制度と改善策、支援の提言についてお話しさせていただいた上で、山本先生の方から実際の裁判例についてお話しさせていただきたいと思います。

私の調査内容に誤解等がありましたら、インドネシアの裁判官の皆さんにはご指摘いただければ幸いです。

2. インドネシアの基本情報

まず、インドネシアの国情ですが、面積は189万km²（日本の約5倍）、人口が約2.5億人（世界第4位）となっています。

インドネシアでは、地方裁判所、高等裁判所、最高裁判所の三審制を採っています。ただし、知的財産関係の訴訟に関しては、地裁の中にある商事裁判所で第一審を行い、不服の申し立ては高裁を飛ばして最高裁で行うことになっています。下級裁判所は事物管轄に応じて、通常裁判所、行政裁判所、宗教裁判所、軍事裁判所に分かれています。通常裁判所の中には商事裁判所が設けられています。これを商事裁判所と呼ぶのか、商事特別法廷と呼ぶのか、日本語の呼び方はまだ統一されていませんが、商事裁判所は日本で言えば、裁判所の中の特別部の位置付けになります。商事裁判所では知財関連事件と破産事件を管轄していて、ジャカルタ、メダン、スラバヤ、スマラン、マカッサル各地裁の5カ所に存在しています。

知財関連の新受事件数は、5カ所の商事裁判所のうち、中央ジャカルタ商事裁判所のデータのみしかありませんが、中央ジャカルタ商事裁判所の事件数が全体の8～9割と聞いています。知財関連事件の中では商標権に関する事件が8～9割を占めています。インドネシアにおける知的財産関連法には、商標法、特許法、著作権法、産業意匠法、営業秘密法、集積回路配置法があり、主な法律は全て整備されています。それらの法律はおおむね2000～2001年ごろに制定されていて、著作権法については昨年の改正までは2002年に制定されたものがありました。2015年度の国会での優先立法案件としては3

7 法案が挙げられているのですが、その中には特許法と商標法も含まれています。

3. 裁判手続き（商標法）

各知財関連法の中には幾つかの裁判手続きが定められています。商標法を例に取りますと、商標審判委員会による商標登録拒絶の審決に対する不服申立、商標登録の更新の拒絶に対する不服申立、商標登録の抹消に対する不服申立、商標登録の抹消請求、団体商標登録の抹消請求、商標登録の取消訴訟、登録商標侵害の損害賠償請求と差止請求訴訟の手続きが定められています。

商標登録取消訴訟を例に、裁判手続きのスケジュールについてお話ししたいと思います。商標法の中では、細かくスケジュールとその期日が定められています。まず原告の方から商事裁判所に訴状を提出すると、書記官による受理が同日に行われ、2日以内に裁判所長に送付されます。それから、3日以内に第1回期日が決定されて、7日以内に裁判当事者の呼び出し、60日以内に第1回期日を開催して、90日以内に判決というスケジュールになっています。

次に、不服申立手続ですが、商事裁判所の判決に不服がある場合は、最高裁判所に不服を申し立てることができます。最高裁判所への不服申立ですので上告と書くべきかもしれません、スライドでは控訴と記載しています。

不服申立のスケジュールとしては、判決から14日以内に商事裁判所に控訴状を提出し、同日に控訴状の受理、それから7日以内に控訴理由書の提出となっています。控訴状の受理から2日以内に被申立人に控訴状と控訴理由書を送付して、7日以内に被申立人から反論書の提出、最高裁判所への事件記録の送付ということになっています。その後、最高裁判所で審理日を決定し、事件記録の受領後60日以内に控訴の審理をして、90日以内に判決というスケジュールになっています。実際にもおおむねこのスケジュールに沿って裁判が進められていると理解しています。ただ、判決の言い渡しから実際の判決書が当事者に届くまでに時間がかかるということはあるようです。

4. 知的財産関連の最高裁判所規則

次に、2012年に制定された2件の知的財産関連の最高裁判所規則について、ご紹介したいと思います。

1件目は、仮処分決定に関する最高裁判所規則2012年第5号です。この最高裁判所規則の根拠法は、商標法の85～88条、特許法の125～128条、著作権法の106～109条、産業意匠法の49～52条になります。

仮処分決定の目的としては、知財を侵害している物品の流通の阻止、証拠の保全とされています。要件としては、規則の直訳のようになりますが、権利侵害の発生を一次的に強く示す証拠、対象物の価値に相当する保証金の提供などとなっています。仮処分の決定から30日以内に本訴を提起しなければ、仮処分は失効すると定められています。

この最高裁判所規則は2012年に制定されていますが、これまで申し立ての決定がなされたのは、映画「スカルノ」に対する仮処分の1件だけとなります。この仮処分が用いられていない理由として、要件の中に対象物の価値に相当する保証金の提供があるためと指摘されています。

2件目は、税関での一時的差止命令に関する最高裁判所規則2012年第4号です。この最高裁判所規則の根拠法は、税関法の54～64条になります。これは商事裁判所の所長から税関職員に対する命令で、商標権または著作権を侵害している疑いのある商品の保税地域からの運び出しの一時的差し止めに関するものです。要件としては、侵害の一次的な補助的証拠、対象物の種類・数量・仕向港・原産国などを含む対象物の特定、対象物の価値相当額の保証金などとなっています。

差止期間はまず10日間で、場合により10日間の延長がなされることになっています。ただ、こちらも2012年に最高裁判所規則ができていますが、これまでに本規則に基づいて発出された差止命令はまだないということです。その理由としては、不明瞭な保証金の決定方法と取り扱い、要求される対象物の特定の困難さ、商標権と著作権のみが保護の対象となっていること、商事裁判所が全国5カ所にしかないという、地理的な問題が、使い勝手の悪さの理由だろうという指摘があります。

5. 知的財産関連訴訟の問題点

次に、今回の調査での聞き取りや裁判例の検討から、われわれの方で考えた知的財産関連訴訟の課題です。

一つ目は、判決の一貫性についてですが、議論の余地のある裁判例があるという理解です。一貫性に関しては、判例に対する考え方がインドネシアにおける論点の一つかと思います。

次に、裁判官の知財に関する知識ですが、現在、商事裁判所の裁判官に就任する前には、破産と知財について各1週間の研修を受けているとのことです。最高裁判所での聞き取り調査では、この事前研修の強化を考えているということでした。

また、知財関連訴訟に限らず、民事訴訟一般の課題もあると思いますが、こちらについてはまた第二部の方でお話しいただけると思います。

6. 改善策と支援の可能性

次に改善策ですが、最高裁判所での聞き取り調査では、最高裁判所で裁判官の組織化を近年進めていると伺いました。現在、インドネシアの最高裁判所では54名の裁判官が裁判を行っており、処理件数は年間1万6000件ぐらいと伺っています。日本の最高裁判所と比べるとかなり違いのあるところだと思います。最高裁判所には54名の裁判官がいらっしゃるのですが、民事部制度を創設し、民事事件を担当する民事部の裁判官14名のうち11名が知財を担当されていると伺いました。最高裁判所では定期的な会議を行って、法律解釈を統一していきたいというお話をありました。

それと、先ほど少し申し上げましたが、商事裁判所の裁判官への事前研修の強化を考えておられます。具体的には破産と知財で、これまで1週間ずつだったのを2週間ずつにすることを検討されているようです。プログラムも全面改定を考えているということで、この点について日本からの支援に期待しているとおっしゃっていました。

(司会) 引き続き、山本先生からご発表いただきたいと思います。

山本 芳栄 氏（ハキンダ・インターナショナル／弁理士）

1. はじめに

縁がありまして、私は1999年にインドネシアで、ハキンダ・インターナショナルという名前の知的財産のコンサルタント会社を始めました。その前に1995年から1997年にかけて、インドネシアの法務・人権省の中にある知的財産総局というところで、アドバイザーとして勤務させていただいた経験があります。ですので、インドネシアとのご縁は20年近くになります。

どうして自分の会社をインドネシアで始めたかというと、知的財産総局でお仕事させていただいた際に、日本の出願人や弁理士、弁護士の皆さんからいろいろな質問を受ける機会がありました。質問は、商標権や特許権の取得方法に関するものであったり、それを取得した後の権利行使に関するものであったり、商標権や特許権をどのように検索したらいいのかというものであったり、さまざまでした。

インドネシアと日本はとても近しい国であるにも関わらず、特に知的財産、あるいは法制度と言ってもいいかもしれません、非常に情報が不足していることを痛感しました。その中で、インドネシアと日本の間にコンサルタントとして入っていくことによって、双方のメリットになるのではないかと思ったのが、インドネシアで会社を始めた理由です。

今日は、幾つかの判決例をお持ちしました。先ほど私が申し上げたようなインドネシアと日本の間の不足している情報を少しでも補う一助になればと思っています。

今日は8名のインドネシアの判事さんが、私たちと一緒にこのシンポジウムに参加されています。ここで誤解されないようにしたいのは、この発表がインドネシアを批判したり、インドネシアの名誉を傷つけたりするのを意図したものでは決してないということです。

インドネシアは、民主国家です。私は1995年からインドネシアにご縁があるわけですが、その間、幾つもの政権交代を見てきました。大勢の皆さん、特に若い世代が民主化を求めて行動され、命さえも犠牲にする方がいらっしゃいました。今般、新しい大統領を選んで、さらに民主化への道を加速しようとしています。その新しい大統領だけでなく、ここ何代かの大統領は国民の直接選挙によって選ばれた大統領です。どのように国家元首を選ぶかは、国によっていろいろな方法があり、どれが良い悪いという話ではありませんが、インドネシアは恐らく、国民の声が直接反映されて国家元首を選んでいる、世界でも数少ない国一つです。民主国家としてそのような直接選挙を何度も平和裏に成功させています。これはものすごいことだと思います。このようなことを達成しているインドネシアに対して、私は本当に敬意を表したいと思います。

世界には、自由で民主的な政治を求めながらもいまだ達成できず、いろいろな国内問題を抱えたり、暴力に訴えたりする国が、まだまだたくさんあります。そんな中で、インドネシアが平和裏に国家元首を直接的に何度も選び続けていることは、ものすごいことだと思います。世界の中で、民主国家としてそのようなことを続けているインドネシアはもっと評価されるべきだと思います。

民主国家というからには、国民の声が政治に反映されていて、政治が行っていることを国民が知る権利をもちろん有しているはずです。インドネシアが民主国家をもっと実現していくためには、さらにトランスペアレンシー（透明性）を高めるという課題に直面して

いるように思います。これから紹介する判決例が、私どもからのフィードバックとして、インドネシアのさらなる民主化、さらなる透明な政治、さらなる発展に役立つよう願っています。

2. 2 I k a n W a d e r M a s 商標取消訴訟

まず、商標権の取消裁判の例です。今日お持ちした四つの例は、いずれも一般登録になった商標権の取り消しを求めた裁判になります。

インドネシアにはケチャップマニスと言って、日本の照り焼きソースのような甘い味の付いたとろみのあるソースがありますが、一つ目の例は、ケチャップマニスの「2 I K A N B A D E R M A S」の商標と酷似したデザインの商標を使っているとして訴訟になった例です。判決を見ると、原告のB u d i さんと被告のT o n y さんは親戚同士で、もともと原告のお父さんがケチャップマニスのビジネスを始められ、そのビジネスを何人の兄弟でのれん分けしたそうです。似たようなデザインの商標は他にもいろいろあるのですが、被告の商標が特に似過ぎているということで、原告のB u d i さんが商標権の取り消しを求める訴えをスラバヤで起こし、訴えは全面的に認められました。

私の個人的な感触では、二つの商標は非常に似ていると思います。しかも、登録番号を比べると、B u d i さんの商標の方が大きい数字になっていて、後から出したように見えるのですが、B u d i さんは先代からの更新登録をしているので、B u d i さんが先なのです。そして、T o n y さんが後から出てきて、商標が取り消されたというのは、私の感覚からすると妥当ではないかと思います。

3. S K S 商標取消訴訟

次の例は、S K S という包装用テープの商標です。原告のT h i o さんが所有する商標は、「MEGAH TAPE RELIABLE」の横に「S K S」というマークが付いたものになります。この「MEGAH TAPE RELIABLE」の方が、1993年9月に商標登録されました。その後、2003年に更新登録されました。判決書によると、被告のI s h a k さんの商標は2011年に出願されているのですが、T h i o さんの代理店ということで出しています。従って、「MEGAH TAPE RELIABLE S K S」という商品の存在はかなり前から知っていたわけです。

ところが、2011年になって、I s h a k さんが「SARANA KEMAS SE JATI」という文字の横に「S K S」が付いた商標を登録しました。「S K S」の部分が実際は消費者によく認識されているということを意識して、「S K S」を含む商標を登録したのであろうと裁判所も認定しました。被告側は、「S K S」というのは「SARANA KEMAS SE JATI」のイニシャルを取ったもので自分のものだという主張をしたかったわけですが、訴訟では、実際の「S K S」に着目して、原告の商標権と酷似しているという訴えが認定されたわけです。

結論的には、この判決も非常に妥当ではないかと思います。ただ、少し不満なのは、原告の商標では「S K S」の横に「MEGAH TAPE RELIABLE」が付いているのですが、実際の判決書の中では一部カットされてしまっているというのはいかがなものかと思うところです。被告の商標の横にも「SARANA KEMAS SE JATI」

があるので、判決の中でいつの間にかカットされています。その辺のところは日本とかなり感覚が違うと思います。

商標の六角形のスペースが重要なのだという認識だと思うのですが、そうであるならば、全体は「MEGAH TAPE RELIABLE SKS」であるけれども、この部分が特に重要なのだという認定がないのが不満に思います。どうしてそのようになったのかということを、第三者に分かりやすくしていただけるとよりいいかと思います。

4. 笑笑・白木屋商標取消訴訟

次の例は、日本人であれば大体知っている居酒屋チェーンの「笑笑」と「白木屋」の商標ですが、インドネシアの飲食業者によって先に登録されてしまっているというケースです。先の2例と違うところは、まねをした方の商標が先に登録されてしまっているという点です。

実はこのような例は他にもたくさんあります。今、日本の企業がインドネシアに多数進出していますが、インドネシアで事業をしようとして行ってみたら、誰かが先に商標を取っていたということが非常に多くあります。インドネシアの方はみんなバイクに乗っていますが、特に自動二輪は今、ホンダやヤマハをはじめ、バイク本体以外にもヘルメットやジャケット、手袋などのアクセサリーも含めて、いろいろな業界の方々がこぞってインドネシアに進出しています。

私がインドネシアで仕事を始めた1990年代後半には、Motor Bebekといつて、横から見るとアヒルのような格好をした、カブのようなタイプのバイクしか走っていました。でも、今はいろいろな格好のロードモデルやオフロードモデル、排気量の大きなかっこいいバイクがたくさん走っています。バイク関係の産業は今や花盛りと言つていいと思います。これは私のお客様から聞いた話ですが、バイクのアクセサリーやスペアパーツといったバイク関係の会社がインドネシアに行くと、「例外なく」と確かに言つていたのですが、先に商標を誰かに取られてしまっているという現状があるそうです。

居酒屋の場合も、相手に先に取られてしまっているという点では同じです。この場合にどうやって商標を取り戻すかというと、相手が先願ですから、著名性を訴えるか、相手である商標申請者の悪意を証明するか、どちらかしかありません。

まず、悪意というのは何かというと、商標法第4条の解説によると、著名な商標にただ乗りして、不正な利益を得ようとする商標は、悪意の商標と定義されています。ということは、著名商標だということで載せたものは取り消すという理由と、あと悪意のものは取り消すという理由の二つが考えられますから、どちらにしても、著名性があるということを証明しなければいけません。

次に、著名商標とはどんな商標かというと、商標法第6条第1項の解説の定義によると、複数の国で登録されているということ、その業界で知られているということ、それから、たくさんの宣伝費や広告費を使って宣伝活動をしっかりしていることが証明されると、著名商標と認めると言かれています。

この「笑笑」と「白木屋」の居酒屋ですが、日本ではあちこちにありますが、海外では韓国や台湾、中国、香港等でも登録はされていました。しかし、インドネシアでは、まだ全然メジャーではなくて知られていないわけです。日本、韓国、香港等で登録されたとい

うことで著名といえるかについては、裁判所は認めませんでした。というのは、被告側が「笑笑」「白木屋」を登録したのは2002年だったのですが、2002年よりも前に他国で登録された商標は3～4件にすぎず、そのような数では著名といえないと判断しました。宣伝活動についても、2002年よりも前に韓国や台湾等で宣伝した例が十分に証明できませんでした。このように、著名性が認められなかつたことと、それに引きずられて悪意の方も認められなかつたため、この裁判は日本の「笑笑」「白木屋」が負けました。普通の感覚からすれば、なぜ勝てないのか非常に疑問に思うところです。

先ほどのバイク関係では、ほとんど例外なく他人に先に商標を取られてしまっているという話をしましたが、同様のケースでちゃんと商標を取り戻している方も少なからずいらっしゃいます。ですから、ケースによって一貫性がないところも見受けられます。

5. Baby Dior 商標取消訴訟

非常に著名なブランドに「Christian Dior」あるいは「Dior」という商標がありますが、「Baby Dior」という商標を出してきた人がいて、「Christian Dior」側が「Baby Dior」の商標取消を求めたのですが、最終的に「Christian Dior」側が負けました。それは、この商標を使う商品が全然違う分野だということが主な理由で、日本でもあるような気もしますが、認定の中で疑問に思ったのは、相手方の「Baby Dior」という商標の中で、「Dior」は人の名前です。「Baby」と「Dior」を並べてみると、「Baby」は普通の単語ですから、どちらかというと「Dior」の方が特徴的で、そちらが消費者の注目を引くのではないかと思うのです。それにもかくあらず、全く逆で「Baby」の方がメインだという認定になったので、その辺はどうなのかと思います。それから、判決書を見ると、「Dior」の方が一般的の名称であって、独占されるべきではないという部分もあり、何かそこに誤解があるのではないかという印象を受けています。

以上です。ありがとうございました（拍手）。

質疑応答

（司会） 山本先生、ありがとうございました。それでは、会場の皆さんから質問をお受けしたいと思います。

（Q1） 本日は大変有益な講演を頂き、ありがとうございます。中村合同事務所の弁護士の熊倉と申します。私も知財をずっとやってきて、インドネシアでも何度か苦労しているのですが、立法の関係なので平石先生にお願いしたいと思います。

日本で言うと不正競争防止法、英米でのパッシングオフのような、登録されていない国際的に有名な商標の保護について、先ほどの商標取消では、外国では有名かつ、かなりの宣伝があることが必要で、国内だけでの認識では駄目という感じでしたが、そういった登録されていない著名な商標を保護する法律はあるのでしょうか。ないとしたら、今後そういう立法の可能性はあるのでしょうか。どれくらいの国で今、そういう方向での動きになっているのですか。

続けて、山本先生の商標取消訴訟ですが、訴訟の途中での譲渡というのは、被告側の商標権が譲渡されて、しかもそれがいくら探しても分からぬような名前になってしまい、相当大変だったということもあるのですが、そういうものに対して訴訟中に譲渡禁止の仮処分のようなことはできないのでしょうか。

(平石) 最初のご質問ですが、インドネシアにも競争法がありまして、公正取引委員会のようなものもあります。私の記憶の限りでは、この中に不公正な方法での競争の禁止があったと思いますが、それが商標の登録ないし保護のために使われたという事例は、私は存じ上げません。

(山本) 若干補足させていただきますが、私の記憶では、インドネシアの競争法で規制されているのは、いわゆる日本で言うところの不正競争というよりも、独占を禁じている法律だと記憶しています。それから、同僚から聞いたところでは、民法の中の不法行為を適用して、商標問題を戦った例もあると聞いています。

二つ目の訴訟途中での譲渡についてですが、これはよくあります。普通は訴訟の前に譲渡交渉して、とんでもない金額を吹っ掛けられて、やむを得ず訴訟ということが多いのですが、訴訟の途中でそのような交渉に応じることもありました。その間、裁判のサスペンデッドは、恐らく普通は可能だと思います。それで合意に達しないので、裁判をまた継続するということはよくやっていると思います。

(ミナル判事) 平石先生にご発表いただいた基本情報のところで、インドネシアの裁判所には4種類があるということでした。それから、商事裁判所とありますが、平石先生からは、商事裁判所と呼ぶべきか、商事特別法廷と呼ぶべきか、議論があるところで、まだ言葉は定まっていないというお話をありました。インドネシアの言葉遣いとしては、通常裁判所など4種類の裁判所と商事裁判所は、実は明確に違うということで位置付けられています。

ですから、少しインドネシア語の使い方の問題になるかもしれません、通常裁判所、限定裁判所と言ってしまうよりは、通常裁判部門、行政裁判部門、宗教裁判部門、軍事裁判部門というように四つに裁判部門が分かれています、その通常裁判部門の中にいわゆる地方裁判所や、その他に特別の事件を担当する商事裁判所、あるいは労働問題、人権、汚職撲滅などそれぞれ対応する裁判所、機関が置かれているという構造になっています。

今、地方裁判所の他に商事裁判所、労働問題裁判所などと言いましたが、もちろん地方裁判所とその他の特別の裁判所との間には大きな違いがあり、地方裁判所は全国均一に設定されています。そして、商事裁判所や、労働問題、人権、汚職などを扱う特別な裁判所は、特定の場所にしかないという形です。

それから、登録はされていない著名商標の保護をどうするかという質問が先ほどあったと思いますが、これについては日本のビジネス界の方にはご心配なさらないようにとお伝えしたいと思います。というのは、1991年の最高裁判所の判決で、著名商標の保護についてきちんと定義をしています。それに基づいて言いますと、例えば日本で流通していた商標が日本を越えて海外にまで流通し、よく知られるようになって、しかも、他の国で

既に幾つか登録がされているような状況まで流通が広がっていれば、それを著名と認めるという定義を、1991年の最高裁判決で明確にしています。ですから、皆さん心配しないようにしてください。国際的に著名に流通しているか、幾つかの国で既に商標が登録されているかということについては、裁判官はその調査をしかるべきところに委託できるということもありますので、情報としてお伝えします。

(司会) お時間となりましたので、以上で質疑応答を終了させていただきます。皆さん、最後に平石先生、山本先生に拍手をお願いいたします（拍手）。

第二部 パネルディスカッション

「インドネシアにおける裁判実務の現状」

モデレーター 鈴木 五十三 氏（ローエイシア会長／古賀総合法律事務所／弁護士）

パネリスト De hel Kenan Sandan 氏（タンゲラン地方裁判所長）

Endah Detty Pertwi 氏

（インドネシア最高裁判所非控訴担当副長官補佐判事）

平石 努 氏（ジャカルタ・インターナショナル・ロー・オフィス

／弁護士）

(司会) それではこれより第二部を開始させていただきます。第二部はこの度、法務省にて招へい中のインドネシア裁判官2名の方にもパネリストとしてご参加いただきながら、裁判実務の現状についてパネルディスカッションを行います。

はじめに私から、このパネルディスカッションにご参加くださいます方々をご紹介させていただきます。

一番左にお座りの方がモデレーターの鈴木五十三弁護士です。1975年に弁護士登録され、古賀総合法律事務所入所後、1981年にニューヨーク州弁護士登録もされました。現在、ローエイシア会長日本代表理事、ICSID（国際投資紛争解決センター）日本政府指名仲裁人候補、投資協定仲裁委員会委員長、日弁連国際投資紛争特別部会座長、文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター総括委員、日本ローエイシア友好協会副会長を務められております。

次にパネリストの方々をご紹介いたします。

インドネシア裁判官の方。お一人目、De hel Kenan Sandan裁判官です。1986年判事任官後、中部カリマンタン州クララ・カプアス地方裁判所判事、南スラウェシ州セラヤル地方裁判所判事、シレボン地方裁判所判事、北スラウェシビトゥン地方裁判所副所長、北スラウェシビトゥング地方裁判所長、ジャカルタ・プサット地方裁判所判事、バリクハパン地方裁判所副所長、タンゲラン地方裁判所副所長を経て、2013年からタンゲラン地方裁判所長をなさっています。

インドネシアからもう一方、Endah Detty Pertwi裁判官です。1992年判事任官後、西ジャワ州パンデグラン地方裁判所判事、西ジャワ州シビノン地方裁判所判事、西ジャワ州ボゴル地方裁判所判事、ジャンビ州ジャンビ地方裁判所判事、最高裁判所判事補佐、最高裁判所民事担当副長官補佐判事を経て、2013年から最高裁判所非

訴訟担当副長官補佐判事をなさっています。

三人目のパネリストは、第一部でご発表いただきました平石努先生です。

ここからは、モダレーターの鈴木先生にお願いしたいと思います。

(鈴木) インドネシアの裁判官の皆様、ようこそ日本へいらっしゃいました。今日これからインドネシアの現場の裁判官にお越しいただきましたので、今日これから裁判の実務ということでパネルディスカッションを行いたいと思います。

質問は大きく分けて3つ考えています。

一つ目は、裁判の手続を順番に教えていただければと思います。二つ目は、手続の最後になる判決、これについて教えていただければと思います。三つ目は、裁判に関連しての話し合い、あるいは裁判のこれからについて触れていただければと思います。

一つ一つ順番にお聞きしたいと思います。はじめに、裁判手続についてご報告いただければと思います。サンダン判事からお聞きしてよろしいでしょうか。

(Sandan) まずははじめに、このようなシンポジウムの席にお招きいただきましたこと、また、日本の実務を担っていらっしゃる皆様方に直接お会いしてお話しさせていただく機会を設けていただきましたことを大変光栄に思いますし、感謝いたします。私共にできることに限界もあるかと思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

私共がインドネシアで裁判を行うにあたり使っている手続法は、オランダ時代に作られた法律です。H I R（ハーイーアル）と読んでいます。

ここで正直に申し上げなくてはならないのは、オランダ時代の法律をまだ使っているということについては、いまだに自分たちの力で自前の民事手続法を作っていないのだという事実を正直に認めざるを得ないと思います。しかし、時代はどんどん変化していき、それに伴って必要な法律、手続的に必要な分野がたくさん出てきております。それに応えるべく最高裁判所においてもいろいろな法律を作り対応しております。その一つの例が、先ほど平石先生の方からご紹介いただいた知財権に関する法律の中で、手続法も定めていることがあります。その他に、最高裁判所規則や通達のような形になりますが、きちんと下位の裁判所を統率する規範としています。まだ手続法がないというところは、こうやって埋めていっているというのが現状です。

それでは、ご質問についてお答えしたいと思います。先ほどご講演くださった山本先生、平石先生はインドネシアでご活躍ですので、恐らくインドネシアの民事事件に立ち会われたことがあるかと思いますが、ここで少し概略をお話したいと思います。

民事裁判においては、基本的には当事者主義が取られていますので、裁判所が積極的に何かをすることはないということは申し上げるまでもありません。ですから、先ほど申しましたオランダ時代からの手続法であるH I Rの中にもきちんと規定されていることですが、当事者が自分の主張を出し、その主張を裏付けるための立証活動をする、あるいは証拠をそろえて、それを裁判官の前で攻撃・防御を繰り広げる。そして、裁判官が中立の第三者としてそれを判断する。ただ、そこでは両者に平等に主張を立証する機会を与える。そのような構造になっているのが大前提です。

それから、和解する制度があるのは、「和解」という言葉がある日本だけでなく、他の法

制度を持っている国々でも和解による紛争解決は知られていると思いますが、インドネシアも同様に和解ができる制度になっています。現在では訴訟の最初の段階で、メディアシ（メディエーション）といって、話し合いによる解決を試みますが、法制上は判決が出る瞬間まで、どの段階でも和解で事件を終結できるのがインドネシアの仕組みです。

現在、最高裁判所は規則を定めて、民事事件の第一審の裁判は5ヵ月以内に終結させることと規定しています。控訴審になると3ヵ月、上告審も3ヵ月で終結させることになっています。そのような形で、できるだけ迅速に紛争を解決することが求められており、それに伴う改革としてそのような規定が作られているということです。

（鈴木） 裁判手続きは、日本では訴状を裁判所に出すところから始まるのですが、インドネシアも同じように、訴状を裁判所に出すことで手続きが開始すると考えてよろしいでしょうか。

（Sandan） もちろん同じです。国民の中に、請求を裁判所を通して確実にしたいという者がいた場合、訴状を作つて地方裁判所に訴えを申し立てるということになります。提出書類に不備がないかを調べた後、2日以内に所長にその事件を送付すると定められています。所長がその訴えの送付を受けると、今度はその事件を担当する合議体を決めます。合議体を決めると、それを受け取つた合議体である裁判所が、1日のうちに事件の当事者の所在地はどこかを確認します。つまり、当事者が遠い所に所在していないか確認することが大事だということです。もちろん日本の企業が原告になる場合は、ジャカルタに所在する弁護士を代理人に立てていることが多いですから、その場合はジャカルタで問題ないのですが、被告が日本に所在する場合などは、被告に送達をするために外務省などのルートを通して連絡を取らなければいけないので、通常は3ヵ月ぐらいかかると思います。第1回期日が開かれますと、まずそこでメディアシと呼ばれる調停、話し合いによる解決を試みなければいけないことになっています。

つい先日、東京簡易裁判所で少額訴訟の法廷を傍聴させていただきましたが、そこでは裁判官が積極的な役割を担いながら、両当事者に積極的にしゃべらせるという形で、主張と証拠調べが一体化された審議を行っていました。私たちが1回目の期日に行う調停はまさにそのような形で、当事者と裁判官を交えて積極的に話し合いながら和解による解決の道を探るということが行われています。その中では、交互面接方式も取りますし、対面方式も取られます。

規定によると、最初の段階でのメディアシは40日間を限度に試みるということになっています。もちろん40日間が経過する前に合意が成立すれば当然、それで紛争は解決しますし、裁判官から見ていて40日かけても合意が成立しそうないと判断すれば、40日が経過する前に次の期日指定をすることもあります。

第1回の期日では訴状が陳述されますが、そのような形で話し合いによる解決（和解）が成立しないことになると、次の期日を開いて、通常はそこで被告の側が答弁する。そして、次に原告が反論し、再答弁が行われるという形で期日が進行します。それぞれの期日は通常1週間の間隔を置いて開くことになっています。ただ、多くの当事者が、自分たちの準備のために期日を少し延ばしてほしい、もう少し時間を空けてほしいと依頼してくる

こともあり、それはもちろん当事者の立場として理解できることなので、1週間以上の間を空けて次の期日を決めることもあります。特に、当事者が海外の企業である場合なども、もちろん受け入れるべき要素ということになります。

主張はこのような形で4回ぐらいの期日で行われますが、原告の最初の主張、被告からの答弁書の陳述、次に私たちはオランダ語の用語を使ってREPLIK、あるいは抗弁という言い方をしますが、原告からの反論、そして、被告からの再反論、通常はこの4段階ぐらいを経て主張が終わるということになります。

次に証拠調べの段階に入ります。通常はインドネシアでも証明責任の分配が行われるという原則に立って立証活動を行っていきますので、通常は原告による立証が先になります。この場合の証拠調査方法としては、通常は書証を先に調べ、次に人証を調べるというやり方になっています。原告による立証がそのようにして終わりますと、次に被告による立証の機会が与えられます。

インドネシアの裁判についてはよく、お金が掛かる、複雑で分かりにくいという批判を聞くのですが、私の見解としては、当事者がそのようにお金の掛かる事件にしている、あるいは分かりづらい事件にしているという側面があると思います。

訴えを提起する際には、もちろん訴訟費用を予納しなければいけないわけですが、その金額の透明性を高めるために、現在では各地方裁判所が費用計算の基礎になる資料をウェブサイトに載せています。この場合、費用計算の決め手になるのは、一つは被告の人数、それから、被告がどこに住んでいるかという居住地との関係です。呼び出しへ人が赴いて行うということも多く行われますので、旅費などを計算するために、このぐらいの距離だと幾らということが決まっていて、それがウェブサイトに載っています。それに被告の人数分を掛けるという形で、トランスペラシーが保障された上で計算できることになります。

それから、時間がかかるという批判についても、第一審は5ヵ月以内に終了させて判決を出さなければいけないと決められていますし、そのような形で実務が行われています。当事者が海外の方である場合には、呼び出しをかけるのにもいろいろな公式のルートを通して1回呼び出すのに3ヵ月という形で時間がかかるため、そういう実情が生まれているのではないか。ただ、制度的には決して時間がかかるものではないと思います。

それから、今、事件のIT化も図られています。具体的には地方裁判所の全ての判決をネット上で公開するということが目指されていますが、ここ15年ぐらいで導入し始めたばかりですので、現実としては全ての判決をネット上で公開することは今のところまだできていません。しかし、私たちはそれを目指しています。というのは、先ほど山本先生がご講義の中で、知財の判決について一貫性がないという問題点もご指摘いただきました。例えば、同じような事件でもジャカルタ中央地裁とスラバヤ地裁の商事裁判所で結論が違うことがあります。先ほどご紹介いただいた事例が、その後一審で終わっているのか、上告されているのかは私としては分からぬのですが、少なくとも地方裁判所の判決を全て公開すれば、非常に不合理で一貫性のない判決などがあれば、国民にも分かるようになります。そして、きちんと批判にさらされて改正されるという仕組みができるようになります。全ての判決を公開するということを目指してIT化を進めています。

(鈴木) 次に、平石先生の方から、自身の弁護士活動に対するインドネシアの流れについて触れていただければと思います。

(平石) 今、S a n d a n 裁判官からご説明いただいたとおり、民事訴訟手続については、お手元の資料の方に記載されているとおりだと思います。私は外国法コンサルタントという立場ですので、自分自身は法廷に立つことはできませんが、同じ事務所のインドネシア弁護士の訴訟を見ていますと、大体このイメージに沿っているかと思います。最初のご説明のとおり、訴状の提出があって、呼び出しがあって、和解の機会が提供され、それぞれ書面を出して、立証を行い、最終弁論を経て判決に至っています。

先ほど裁判官の方から、裁判にお金が掛かったり、分かりにくかったりするのは、当事者にも原因があるという発言がありました。確かに、お金が掛かるという点については、弁護士費用のことは弁護士事務所との間で合意していますし、分かりにくいということに関しては、当事者が出す訴状や答弁書において、現地の弁護士の作るものが要件事実や間接事実、事情や証拠をなかなか整理しきれていないこともあります。

(鈴木) 次は、判決書についてディスカッションしていただければと思います。例えば日本の裁判の場合は、判決を言い渡す時に、判決書ができていまして、それを読み上げる形になります。刑事事件の場合には言い渡しをした後で判決書ができることがあります。インドネシアでは、判決書はどのような段階で作られているのでしょうか。あるいは、作られていないこともあるのでしょうか。

(S a n d a n) 判決書を書かないで判決の言い渡しをするということは、少なくとも民事に関しては基本的にありません。判決後、もちろん評議の結果、コンセプトがきちんと固まり、判決の内容が固まると、その次に判決書を作るという作業はもちろんありますが、大して時間がかかるわけではないので、コンセプトだけがあって、書面がないまま言い渡すことはありません。ただ、刑事の場合は、判決書がないままに判決を取りあえず言い渡すという可能性が生じることはあります。特に大きな都市、例えばジャカルタ中央地方裁判所などでは私も経験があるのですが、1日に200件の裁判をしなければいけないので、朝8時から夜10時までずっと審議が続くというございました。そうすると、中にはすぐに判断をして結論を出さなければいけないということも事案によってはありますので、そういうときにはあります。民事では通常ありません。

(鈴木) 判決書を書くときに、先行する別の判例、例えば他に地方裁判所が下した判例、高等裁判所が下した判例、最高裁判所が下した判例、これらに従うかどうかというのは、裁判官の判断に委ねられているのでしょうか。それとも、裁判官はある程度それに従うという態度を取るのでしょうか。

(S a n d a n) 判例のことになると、最高裁判所が関わるので、今、最高裁の方で働いている同僚にバトンタッチします。

(Endah) 恐らく今のご質問の趣旨は、よく話題になる先例の拘束性のお話かと思います。

いろいろな地方裁判所や高等裁判所が出了した判決も含めた質問でしたが、恐らく一番重要なのは、最高裁判所が出了した確定判決、上告審や再審の判決、それ以上争いようのない判決ということになると思います。それに対してどのように考えるべきかというと、下級裁判所の裁判官には、それに従う義務があるわけではないといわれています。義務はないけれども、類似の事件で何度も引用されたり、参照されたりしているような先例については、十分にそれを考慮する。考慮した結果を裁判の中に反映させることが期待されていると一般的にはいわれています。そのような形で、何度も参照されている判決が一定の判例としての地位を持っていくということはあると思います。

Persuasive precedent という言葉がありますが、いわゆる事実上尊重されるような説得的先例という形で、一般的には考えています。これは下級裁判所に限ったことではなく、最高裁判所の判事であっても、類似の事件を取り扱う中で、その前例となるような判例があったとして、その内容が法律に照らして合理性があると思えば、尊重するという姿勢で臨んでいるのが現状だと思います。

先ほど山本先生のご講義の中で、私どもの同僚のミナヌル判事の方から補足させていただいたと思うのですが、著名商標について、確かに定義を規定した法律はありませんが、先ほど彼が言ったとおり、1991年の判決1486番があり、その中では著名商標についての定義がきちんと書かれています。そのことはみんなが受け入れているし、著名商標とはそういうものだということをその後の裁判でもきちんと法規範として受け入れているという意味では良い例だと思います。

ということで、著名商標の例のように、法律が規定しなくとも、既にある判例がガイドラインとしてきちんと使われています。それはガイドラインとして一定の規範性をもって使われています。

(鈴木) 先例の価値について非常に分かりやすい説明をありがとうございます。そういう意味で、日本で先例としてあり得る判例の集積は100年分ぐらいさかのぼります。インドネシアの場合は何年分ぐらいさかのぼるのでしょうか。

(Sandan) インドネシアはもちろん判例法の国ではないのですが、私の同僚が今言ったように、判例を尊重するようになってきています。最高裁判所としても毎年、最高裁の判断をまとめて、裁判官に配布しています。先例としての価値が認められているものの中には、オランダ時代までさかのぼれるものもあります。ただ、オランダ語で書かれているので、なかなか内容まで理解するのは難しいところはあります。

(鈴木) 先ほど裁判の第1回期日の手続きのときに調停を試みるというお話を聞きましたが、インドネシアの法文化には、調停や当事者の話し合いによる解決がかなり認められているのではないかと想像はしていますが、裁判が起こされた事件のうち、話し合いで解決する比率と、判決になる比率が大まかにでも分かれば教えていただきたいのですが。

(Sandan) 訴訟の最初の段階でメディアシ（メディエーション）を行うというのは、私たちには最高裁判所規則2008年第1号というものがあるわけですが、これはまさに日本との協力で、それ以前にあった最高裁判所規則を改正したものです。それに基づいてメディエーションをやっていますが、今のご質問に関連して、データがないので、正確にどれぐらいということはお答えできません。成功する場合があるということしか言えないと思います。

この先は私の個人的な意見なのですが、私が経験したところでは、当事者本人というのは非常に話し合いの解決を望んでいるように見えます。ただ、弁護士が付いたときに何か混乱が起きる。そういう印象がぬぐえません。なぜかは分かりませんが、弁護士の報酬に関わる部分もあるでしょうし、いろいろな要素があるのでしょうが、それが私の率直な感想です。

裁判官の給与に関して言うと、2012～2013年に大幅に引き上げが実施されました。それまでは月500万ルピア程度だったのですが、2012～2013年に2000万ルピアに上りました。この水準が高いか低いかはともかくとして、私たちとしては裁判官として働いてこれだけのお給料をもらえるというのは、インドネシアで暮らす者として十分にありがたい水準だと思います。一方で、裁判官も紛争解決を直接担うメディエーターですから、メディエーションを行って、当事者が納得して紛争が解決すると、心からうれしいと常々思います。やはり裁判官として、お金の問題も大事だけれども、当事者が解決して喜ぶ姿を見るということが非常に幸福なことだといえます。

(鈴木) 2000万ルピアというと大体20万円ぐらいと理解してよろしいでしょうか。

(Sandan) 20万円。

(鈴木) 20万円、2000ドルぐらい。分かりました。

恐らく日本の多くの裁判官も、同じように話し合いで事案が解決すると大きな満足を得られると思っておられると思います。恐らくそれは世界中の裁判官に共通のことかもしれません。

今の当事者の約束事に関してなのですが、契約書の中に仲裁手続でやるという約定があった場合は、インドネシアでは裁判所の管轄ではないというか、その裁判は審議しない、仲裁でやってくださいということになると考えていいのでしょうか。

(Sandan) はい、それは国際ルールのとおりで、インドネシアの場合でも同様です。ただ、残念なことに、そのことを知らなかったのか、そういう事件を扱ってしまった裁判官は、少しですが存在していて、制裁というか懲戒もあるように聞いています。もちろん基本は国際ルールに準じています。

(鈴木) もう一つ関連して、これから裁判についてお尋ねしたいのですが、今回の日本への訪問は、一つは少額訴訟についての日本からの協力があると聞きました。二つ目は、地方裁判所をIT化して、判決ができるだけデジタルで公表するために今、努力中だとお

聞きしました。それから、三つ目が、2012～2013年に裁判官の給料が高くなって、裁判所は誇りを持って仕事ができる環境が整いつつあると聞きました。このように幾つか改革の要素をお聞きしたのですが、他に付け加えることがあればぜひ教えていただきたいと思います。日本の裁判所もこれからまだまだ改革していかなければいけない立場にあります。

(Sandan) 私たちは今回初めて日本に来て、8人全員が平石先生の発表にもあつた研修を受けて証明書は持っているのですが、実務経験がある者はたまたま私しかいません。私はジャカルタ中央地方裁判所に勤務したことがあります。そこには商事特別法廷があるので、事件を担当したことがあります。他の者は証明書は持っているのだけれども、商事特別法廷のある裁判所にいたことがないので、実務経験がなく、経験の少なさは正直に認めざるを得ないと思います。

また、これまで証明書を出すための研修が破産と知財で1週間ずつと平石先生が発表されていたのですが、確かにそのとおりで、知財関係の問題は非常に難しいことがたくさんあるのに、1週間でそれをやらなければいけないということで、本当に導入だけで終わってしまうというのが実情だと思っています。2週間に延ばすという計画もありますが、もし日本の方々に、今まで続けてきた司法分野での支援を今後も続けていただけるお気持ちがあるならば、ぜひ私たちの人才培养にお力を貸していただければと思います。特に知財分野についての裁判官の能力向上に、日本から大きな支援を頂けることを私たちは期待しています。

最高裁判所は今、人才培养については若干予算に余裕があるので、一年中多くの研修を実施していく、裁判官にいろいろな能力を向上させたり、専門能力を高めたりする機会をたくさん与えています。それがさらに日本からの支援で充実したものになっていけば、不合理な判決が出ることも今後減っていくのではないかと期待しています。

質疑応答

(鈴木) それでは、フロアからのご質問に答えていただこうと思います。

(Q1) 学習院大学の草野です。私は、先ほど言われた最高裁判所規則（PERMA）2008年第1号に関与しました。毎年インドネシアに行っているのですが、その後なかなか思うような成果が出ないことを心配しています。ただ、日本でも最初のときに和解はなかなかできません。ですから、最初のメディアシの期間に成果を上げることは難しいと思います。日本では和解率は30%ですが、証拠調べが終わって、判決をする前に和解をしているものがほとんどです。ですから、メディアシはできなくても、判決前に和解を努力されたら相当できると思います。そのためには少し時間がかかるので、インドネシアで判決をするのが5ヶ月以内というのは少し早いのではないかと思います。

質問ですが、私がPERMAに関わっていたときは確か6ヶ月だと聞いていたのに、なぜ5ヶ月に短縮されたのか。それから、頑張れば和解できると思われている事件を、5ヶ月を超えてやることはどれくらい可能なのか。5ヶ月という制限はどれくらい厳重なもの

なのか、質問したいと思います。

(Sandan) まずはPERMAの起草にご協力いただいたことを初めて知りました。どうもありがとうございました。

今ご指摘いただいた、和解をさせるのには少し時間がかかるという話と、インドネシア国内で紛争を早く解決する要請があるから期間を制限するという話の両面があるということはよく分ります。それが対立する要請だということもよく分ります。もちろんインドネシアの制度の中では、先生がご尽力くださった最高裁判所規則は、最初の場合のメディエーションですから、それが不調であっても、H I R 1 3 0 条にあるように、判決が出るまでであればいつでも和解ができるということは、私たちも同じです。そうやって和解ができればそれに越したことはないということも同じです。本当に判決を読む1分前まで、そういう可能性があると私も思います。

ただ、その場合は、当事者が話し合いで和解して、解決の方途を見つけてくださいということであって、裁判所を巻き込まない形で和解が成立し得るということが規定されているのだと思います。ですから、当事者が頑張って和解できれば、裁判官は判決を用意していても、読まないでそちらを優先させるという形になります。

いつから6ヶ月が5ヶ月になったかという話ですが、最高裁判所規則2014年第3号で、5ヶ月に期間が短くなりました。5ヶ月という期間制限はもちろん制裁はありませんが、もしも5ヶ月の期間を過ぎたときには、担当している裁判官はなぜ5ヶ月以内に終了できなかつたかという理由を書いて、地方裁判所の所長に報告しなければいけません。その報告は高等裁判所に上がり、最高裁判所に上がるということで、実際の不利益はなくとも、相当な精神的プレッシャーになります。

(Q2) 住友商事法務部の小林と申します。やや失礼な質問かもしれないのですが、インドネシアでは、一定数の裁判官が贈収賄に関与するという話を伺ったことがあります。そういう情報も踏まえて、仲裁を好む企業も一定数いるのではないかと推測しています。そういうことに関して、実情や今後の見通し等で何かご意見を頂けると大変ありがたいと思います。

(Sandan) 決して失礼ということはありません。私たちも現実に目をつぶるというつもりはありません。なぜならば、そういうことが実際にあるからです。ただ、それがどの程度あるのかどうかについては、きちんと語らなければいけません。きちんと証明されていないこと、立証されていないことが多いので、その意味ではまだ風聞の範囲だということは言えると思います。

最近、憲法裁判所の元長官が汚職の関係で逮捕され、既に判決が出たというニュースがありました。ただ、あれは少し性質の違うもので、同じように論じることはできないと思いますが、ご指摘にあったようなメンタリティを持った裁判官がまだいるということは私たちも認めざるを得ないと思います。ただ、そういう者は時代から取り残されていくと私たちは信じています。

もちろん同じ人間なのでいろいろなことはありますが、最高裁判所もそういう指摘・批

判を前提に、いろいろな努力をしています。例えば、裁判官はあまり派手な生活をしないとか、あるいは倫理規定をきちんと守るといったことを推進するなど、そういう形でいろいろと頑張っていますので、ご理解を頂ければと思います。

少し友人の方から付け加えてもよろしいですか。

(A) ご指摘を否定するつもりは毛頭ありません。ただ、先ほども言ったように、最高裁判所を中心にいろいろなプログラムを動かしながら、そのような批判に対して、自分たちの身をきちんと正すことに努めています。一つは、裁判官それぞれの専門性を高めて、プロフェッショナリズムを高めることが行われています。それから、最高裁判所や司法委員会などの監督機能を高めています。それから、給与を上げたのも対策の一環だと考えられます。それから、2~3年に1度は必ず転勤する形で、特定のものに癒着が生じないようなことも、プログラムとして実践されています。

(鈴木) このパネルとしてふさわしい最後の質問になったと思います。

今日はパネラーの方々、お忙しい中、非常に率直で、内容のある、分かりやすい報告をありがとうございました。私たちとしては、今回お話しいただいたSandan裁判官、Endah判事、平石弁護士、そして、ご一緒いただいたインドネシアの裁判官の皆さんに感謝の拍手を申し上げたいと思います（拍手）。

(Sandan) 少しだけよろしいですか。私たちがこの場でお伝えしたことはあるがままの全てです。何が失礼で、何がどうということはありません。全て私たちが伝えることはお話ししました。そして、私たちが未熟であることも伝えています。これからより良くなるために努力をしていきます。どうもありがとうございました（拍手）。

(司会) 以上をもちまして第二部パネルディスカッションを終了したいと思います。

最後に、公益財団法人国際民商事法センター理事の小杉丈夫様より、総括と閉会の辞を頂きたいと思います。

閉会挨拶

**小杉 丈夫 氏（ＩＣＣＬＣ理事／日本ローエイシア友好協会副会長
／弁護士法人松尾総合法律事務所／弁護士）**

今日のシンポジウムが非常な成功を収めたということは、皆さま共通の認識だろうと思います。このことについて皆さまと共に喜びたいと思います。第一部が知財の訴訟の話、第二部はインドネシアの裁判の現状についてのシンポジウムでしたが、インドネシアの裁判官の方々がスピーカーとして、会場からの質問に答えて、大変率直なお話を頂いたことに感銘を受けました。

このシンポジウムは、実は私が法務総合研究所にお願いして、インドネシアの裁判官の研修の間に入れていただきました。私が考えたのは、法務総合研究所は今まで法整備支援という大変立派なことをやってきたが、それにしては日本の中での広報というか、外に知

っていただく機会が非常に少ない、その努力が足りない。もっと日本の法律家や企業の方に知りたいということが一つありました。もう一つは、やはりインドネシアの方ともう少し広い形で交流できる機会をつくっていきたい。これからアジアの法律家の交流や法整備支援の在り方を考えたときに、こういう相互交流の拡大ということがもっと必要だということを考えました。

インドネシアとの交流は、ベトナムやカンボジアといった国と比べると少し遅れてスタートしています。以前から調停の問題などで法整備支援はあったのですが、なかなか歩調が合わない、波長が合わないということで今日に至っていました。しかし、今日このシンポジウムに参加して、本当に日本とインドネシアの関係の法整備支援や交流が、軌道に乗ったということを確信しました。

アジアの状況は最近大きく変わっていますが、アジアの中に「法の支配」、言葉を替えれば、「法に基づいた公正で透明性のある、予測可能性のある社会をつくっていく」ということには、日本を含むアジアの人たちが一緒に努力することが非常に大切であり、それがアジアの発展につながると私は思っております。そういう意味で、このシンポジウムが日本とインドネシアの方の共通認識に基づいた行動の出発点になれば大変うれしいと思います。

鈴木五十三弁護士が先ほども述べられたように、日本にも改革しなければいけない問題はたくさんあります。そういうことについても、アジアの人達と一緒に討議しながら解決方法を見つけて、アジア全体の向上につなげていくという態度をぜひ持ち続けたい、そうすることで日本人がアジアに貢献できるのだということを、聴衆の皆さんに少しでも認識していただければ本当にありがたいと思っています。

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL : (03)3505-0525 FAX : (03)3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 北野